

G A P 体制強化・供給拡大事業

【56（56）百万円】

対策のポイント

ガイドラインG A Pの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインG A Pの取組を認証する体制の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・農林水産省の「農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン」は、国内農業の持続可能性の向上を主な目的として、我が国における食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を俯瞰し、農業生産活動において実践を奨励すべき取組を網羅的に明確化したものです。本ガイドラインに則したG A P（以下「ガイドラインG A P」という。）に取組む産地の割合は未だ2割程度と少ないことから、ガイドラインG A Pの取組を広く普及させることが必要です。
- ・また、食の安全、環境保全等への関心の高まりを受けて、近年、国内の実需者、飲料メーカー等から、G A Pの取組の信頼性を向上させることが求められるようになってきています。このため、第三者がG A Pの取組を認証する体制を整備する必要があります。
- ・2020年オリパラ東京大会では、「持続可能で環境にやさしい食料を使用する」とともに「持続可能性のレガシーを残す」という方針が示されています。この方針に適切に対応するためにも、上記の取組を通じて我が国におけるG A Pの水準を高めておく必要があります。

政策目標

ガイドラインG A P導入産地割合の増大
(23%（平成25年度）→70%（平成30年度）)

<主な内容>

1. ガイドラインG A Pの普及推進

国内におけるG A Pの取組レベルの底上げに向けて、ガイドラインG A Pの取組を広く普及させるため、生産者向け研修会の開催、産地における推進活動等に係る取組を支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：農業協同組合、協議会等

2. 認証体制整備支援

G A Pの取組に対する信頼性向上に向けて、生産者及び取引先以外の第三者がG A Pの取組を認証する仕組みを導入するため、検討会の開催、人材育成に向けた研修会、第三者による確認・認証体制の実証等に係る取組を支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：都道府県、農業協同組合等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03－6744－7188）]

GAP体制強化・供給拡大事業

ガイドラインGAPの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインGAPの取組を認証する体制の整備を支援します。

1 ガイドラインGAPの普及推進

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した一定水準以上のGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】
- ・生産者向け研修会の開催や実践マニュアルの作成
 - ・団体での取組に必要な内部監査員等の管理者養成研修会の開催
 - ・GAPの普及に向けた推進活動や普及資料の作成 等

【補助率】 1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、協議会 等



2 認証体制整備支援

信頼性の向上に向け、第三者がGAPの取組を認証する体制を整備するための取組を支援します。

- 【事業内容、補助率】
- ・認証体制導入検討会の開催（定額）
 - ・審査員養成研修会の開催（定額）
 - ・基準書の作成（定額）
 - ・認証体制の実証及び検証（1/2）

【事業実施主体】 都道府県、農業協同組合 等



経営の改善や日本産農産物に対する信頼性の向上